

平成25年2月藤枝市議会定例会  
文教建設経済委員会委員長報告  
(議案審査)

本会議5日目  
(平成25年3月22日)

本委員会に付託された、議案8件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に、ご報告いたします。

最初に、「第30号議案 消防救急事務の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例」のうち、本委員会に分割付託された条項について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第36号議案 藤枝市が設置する都市公園の設置基準等を定める条例」について申し上げます。

一委員より、「都市公園の設置基準等を条例で定めることにより、今までと変更された点を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「国の都市公園法及び施行令等で規定されていた都市公園の設置基準と同じ内容の基準を定めており、変更された部分はない。」という答弁がありました。

このほか、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第37号議案 藤枝市が管理する準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」について申し上げます。

一委員より、「河川の構造の数値基準を条例で定めることにより、既存の施設の見直しが必要になるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「既存の施設は国の政令による数値基準に基づき施工されている。このたびの条例は、国の政令による数値基準をそのまま規定しているので、見直しが必要になることはない。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第 38 号議案 藤枝市営住宅基金条例」について申し上げます。

一委員より、「この条例を制定する目的を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「市営住宅建て替え事業として、民間賃貸住宅を借り上げたことによって用途廃止した市営住宅用地の譲渡収入を民間借り上げ制度の導入に合わせ、基金として積みたため、新たに条例を制定するものである。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第 39 号議案 藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第 40 号議案 藤枝市営住宅管理条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「入居者の資格として、「暴力団員でないこと」から「暴力団員等でないこと」に表記が変わったがその理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「昨年 12 月に施行された暴力団排除条例で暴力団員に準じた人を暴力団員等と規定し、排除の対象としているため、当条例にも適用した。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第 41 号議案 藤枝市改良住宅管理条例の一部を改正する条例」及び「第 42 号議案 藤枝市立図書館条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。